

第8章 結核

結核の罹患率が6.98と非常に高かった昭和26年に結核予防法が定められ、本格的な結核対策が開始された。その後医療や公衆衛生の向上に伴い、罹患率は減少傾向をたどっていたが、平成9年に全国で罹患率が上昇したため、国は平成11年に「結核緊急事態宣言」を発令し、各種対策を実施した。その後、罹患率は順調に低下している。平成19年4月には「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。

保健所では結核患者発生動向調査や接触者健康診断、訪問指導（服薬指導を含む）等の実施やコホート検討会を開催した。

管内の令和3年末の結核患者登録数は19人、結核登録率（人口10万対）は15.5となり、前年に比べ1.8の増加となった。

令和3年中の新規登録者は11人、罹患率は9.0であり、全国罹患率（9.2）や岐阜県罹患率（10.9）と比べ低い状況である。また、新規登録者の割合では、65歳以上の高齢者が約45.5%、外国出生割合が36.4%を占めている。